

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の用語について、関連する刑事訴訟法及び刑事訴訟規則の条文に言及しつつ、150 字程度でその意味を説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 第一回公判期日前の証人尋問
- ② 国選弁護人
- ③ 証拠の関連性

〔第 2 問〕 次の設例中の警察官 P の活動の適法性について検討しなさい。（配点 20 点）

警察官 P は、平成 28 年 4 月 30 日午後 10 時ころ、同僚警察官 Q とともにパトカーで豊中市内を警ら中、車道にはみ出してふらふらと走行する自転車を発見した。P は、運転していた Q に「自転車を追い越して停めようか。」と声をかけ、Q は自転車を追い越してその前方約 2 メートルの位置にパトカーを停車させた。

P はパトカーを降り、自転車を待ち受けた。自転車の運転者（中年の男性）は、その時にはじめてパトカーと警察官の存在に気付いた様子で、「酔っぱらっているだけです。」と呂律が怪しい言葉で反応した。P は、その息がアルコール臭く、自転車にまたがった状態でも足元が覚束ない状態であることから、そのまま自転車を走行させるのは危険であると考えた。そこで P は、「ちょっと休みましょう。」と声をかけ、自転車から男性を降ろしてパトカーの後部座席に乗せてその隣に座った。ところが男性は座席に座るとすぐにいびきをかいて寝てしまい、P が肩を揺すっても起きる気配がなかった。

そこで P は、男性の身元を調べるため、ポケットに何か入っていないかを確認しようとした。P が男性が着ていたジャンパーの左脇ポケットに触れると、硬くて長いものが入っており、P がこれを取り出したところ、刃体の長さが 15 センチメートル以上の大型の折り畳み式のナイフであった。そこで、P はこのナイフを差押さえ、男性を逮捕することとし、Q に対し、「銃刀法違反で現行犯逮捕、本署に引致する。」と告げた。

参考 銃砲刀剣類等取締法

第 22 条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが 6 センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが 8 センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

第 31 条の 18 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(1 号、2 号略)

- 3 第 22 条の規定に違反した者